

○経済産業省告示第八十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月三十日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行ふべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ8 「略」

9 (1) 「略」

(2) 二の表の罫のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵の

貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行ふべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1ゝ8 「略」

9 (1) 「略」

(2) 二の表の罫のくろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵の

くろまぐろに限る。)の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボベルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビ

くろまぐろに限る。)の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、

サウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ
リー、アイスランド、アイルランド、イタ
リア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リ
ビア、リトアニア、ルクセンブルク、マル
タ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、
ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェ
リア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、
ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロ
シア、サンピエール島・ミクロン島、セン
トビンセント、サントメ・プリンシペ、セ
ネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロ
ベニア、南アフリカ共和国、スペイン、ス
リナム、スウェーデン、シリア、台湾、ト

ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、
ハンガリー、アイスランド、アイルランド、
イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、
リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マ
ルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、
ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェ
リア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、
ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロ
シア、サンピエール島・ミクロン島、セン
トビンセント、サントメ・プリンシペ、セ
ネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロ
ベニア、南アフリカ共和国、スペイン、ス
リナム、スウェーデン、シリア、台湾、ト

リニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、
英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌ
アツ、ベネズエラ

(3) 「略」

(4) 二の表の𪛗のワシントン条約附属書Ⅱ
又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物並
びにこれらの個体の一部及び派生物の二号
承認を要しない国又は地域は、次のイ及び
ロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェ
リア、アンゴラ、アンティグア・バーブー
ダ、アルゼンチン、アルメニア、オース
トラリア、オーストリア、アゼルバイジャ

リニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、
英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌ
アツ、ベネズエラ

(3) 「略」

(4) 二の表の𪛗のワシントン条約附属書Ⅱ
又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物並
びにこれらの個体の一部及び派生物の二号
承認を要しない国又は地域は、次のイ及び
ロに掲げる国又は地域とする。

イ アフガニスタン、アルバニア、アルジェ
リア、アンゴラ、アンティグア・バーブー
ダ、アルゼンチン、アルメニア、オース
トラリア、オーストリア、アゼルバイジャ

ン、バハマ、バーレーン、バングラデ
シュ、バルバドス、ベラルーシ、ベル
ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボ
リビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボ
ツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリ
ア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボ
ベルデ、カンボジア、カメルーン、カナ
ダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華
人民共和国（香港及びマカオを含む。）、
コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コ
スタリカ、コートジボワール、クロアチ
ア、キューバ、キプロス、チェコ、コン
ゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ド

ン、バハマ、バーレーン、バングラデ
シュ、バルバドス、ベラルーシ、ベル
ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボ
リビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボ
ツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリ
ア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボ
ヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カ
ナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中
華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、
コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コ
スタリカ、コートジボワール、クロアチ
ア、キューバ、キプロス、チェコ、コン
ゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ド

ミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、
エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、
エリトリア、エストニア、エスワティニ、
エチオピア、フィジー、フィンランド、
フランス、ガボン、ガンビア、ジョージ
ア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナ
ダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、
ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、
アイスランド、インド、インドネシア、
イラン、イラク、アイルランド、イスラ
エル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、
カザフスタン、ケニア、クウェート、キ
ルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、

ミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、
エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、
エリトリア、エストニア、エチオピア、
フィジー、フィンランド、フランス、ガ
ボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、
ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマ
ラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、
ホンジュラス、ハンガリー、アイスラン
ド、インド、インドネシア、イラン、イ
ラク、アイルランド、イスラエル、イタ
リア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフス
タン、ケニア、クウェート、キルギス、
ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、

レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュ
タイン、リトアニア、ルクセンブルク、
マダガスカル、マラウイ、マレーシア、
モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニ
ア、モーリシヤス、メキシコ、モナコ、
モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モ
ザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネ
パール、オランダ、ニュージーランド、
ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、
ノルウェー、オマーン、パキスタン、パ
ラオ、パナマ、パプアニューギニア、パ
ラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーラ
ンド、ポルトガル、カタール、大韓民国、

リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、
リトアニア、ルクセンブルク、マダガス
カル、マラウイ、マレーシア、モルディ
ブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モー
リシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、
モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、
ミャンマー、ナミビア、ネパール、オラ
ンダ、ニュージーランド、ニカラグア、
ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、
オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、
パプアニューギニア、パラグアイ、ペ
ルー、フィリピン、ポーランド、ポルト
ガル、カタール、大韓民国、モルドバ、

モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワン
ダ、セントクリストファー・ネービス、
セントルシア、セントビンセント、サモ
ア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、
サウジアラビア、セネガル、セルビア、
セーシェル、シエラレオネ、シンガポー
ル、スロバキア、スロベニア、ソロモン、
ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、
スリランカ、スーダン、スリナム、ス
ウェーデン、スイス、シリア、タジキス
タン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビ
ア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダー
ド・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガ

ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セント
クリストファー・ネーヴィス、セントル
シア、セントビンセント、サモア、サン
マリノ、サントメ・プリンシペ、サウジ
アラビア、セネガル、セルビア、セーシェ
ル、シエラレオネ、シンガポール、スロ
バキア、スロベニア、ソロモン、ソマリ
ア、南アフリカ共和国、スペイン、スリ
ランカ、スーダン、スリナム、スワジラ
ンド、スウェーデン、スイス、シリア、
タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユー
ゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、ト
リニダード・トバゴ、チュニジア、トル

ンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、
英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウ
ルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、
ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザン
ビア、ジンバブエ

ロ 「略」

(5) 二の表の㊦のモントリオール議定書附
属書AからCまで及びEに掲げる物質並び
に同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承
認を要しない国又は地域は、次のとおりと
する。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェ
リア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・

コ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長
国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合
衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バ
ヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメ
ン、ザンビア、ジンバブエ

ロ 「略」

(5) 二の表の㊦のモントリオール議定書附
属書AからCまで及びEに掲げる物質並び
に同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承
認を要しない国又は地域は、次のとおりと
する。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェ
リア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・

バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、

バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、

キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、

キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、

カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェー
ト、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノ
ン、レソト、リベリア、リビア、リヒテン
シュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、
マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モ
ルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モー
リタニア、モーリシャス、メキシコ、ミク
ロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグ
ロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、
ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、
ニュージーランド、ニカラグア、ニジェー
ル、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、
オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、

ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、
ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リ
ベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リ
トアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、
マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、
マルタ、マーシャル、モーリタニア、モー
リシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナ
コ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、
モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナ
ウル、ネパール、オランダ、ニュージーラ
ンド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェ
リア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パ
キスタン、パラオ、パナマ、パプアニュー

パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、
フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カ
タール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、
ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・
ネービス、セントルシア、セントビンセン
ト、サモア、サンマリノ、サントメ・プリ
ンシペ、サウジアラビア、セネガル、セル
ビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガ
ポール、スロバキア、スロベニア、ソロモ
ン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペ
イン、スリランカ、スーダン、スリナム、
スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タ
ジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴス

ギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、
ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓
民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ル
ワンダ、セントクリストファー・ネーヴィ
ス、セントルシア、セントビンセント、サ
モア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、
サウジアラビア、セネガル、セルビア、セー
シェル、シエラレオネ、シンガポール、ス
ロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフ
リカ共和国、南スーダン、スペイン、スリ
ランカ、スーダン、スリナム、スワジラン
ド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、
タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴ

ラビア共和国、東ティモール、トーゴ、ト
ンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、
トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガ
ンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英
国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグ
アイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズ
エラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジ
ンバブエ

(6) 二の表のハの化学兵器禁止法第二条第
五項に規定する第一種指定物質及び第一種
指定物質を含有するものの二号承認を要し
ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェ

スラビア共和国、東ティモール、トーゴ、
トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジ
ア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、
ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、
英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウル
グアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネ
ズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、
ジンバブエ

(6) 二の表のハの化学兵器禁止法第二条第
五項に規定する第一種指定物質及び第一種
指定物質を含有するものの二号承認を要し
ない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェ

リア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・
バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、
オーストラリア、オーストリア、アゼルバ
イジャン、バハマ、バーレーン、 বাংলা
デシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベル
ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリ
ビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ
ナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブ
ルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、
カンボジア、カメルーン、カナダ、中央ア
フリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香
港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモ
ロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、

リア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・
バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、
オーストラリア、オーストリア、アゼルバ
イジャン、バハマ、バーレーン、 বাংলা
デシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベル
ギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリ
ビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワ
ナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブ
ルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、
カンボジア、カメルーン、カナダ、中央ア
フリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香
港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモ
ロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、

コートジボワール、クロアチア、キューバ、
キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デ
ンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共
和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道
ギニア、エリトリア、エストニア、エスワ
ティニ、エチオピア、フィジー、フィンラ
ンド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョー
ジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナ
ダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、
ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラ
ス、ハンガリー、アイスランド、インド、
インドネシア、イラン、イラク、アイルラ
ンド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、

コートジボワール、クロアチア、キューバ、
キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デ
ンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共
和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道
ギニア、エリトリア、エストニア、エチオ
ピア、フィジー、フィンランド、フランス、
ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、
ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、
ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、
バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、ア
イスランド、インド、インドネシア、イラ
ン、イラク、アイルランド、イタリア、ジャ
マイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、

カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェー
ト、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノ
ン、レソト、リベリア、リビア、リヒテン
シュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、
マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モ
ルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モー
リタニア、モーリシャス、メキシコ、ミク
ロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグ
ロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、
ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、
ニュージーランド、ニカラグア、ニジェー
ル、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、
オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、

キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、
ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、
リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、
ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、
マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、
マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、
メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴ
ル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビー
ク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパー
ル、オランダ、ニュージーランド、ニカラ
グア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、
ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラ
オ、パナマ、パプアニューギニア、パラグ

パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、
フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カ
タール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、
ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・
ネービス、セントルシア、セントビンセン
ト、サモア、サンマリノ、サントメ・プリ
ンシペ、サウジアラビア、セネガル、セル
ビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガ
ポール、スロバキア、スロベニア、ソロモ
ン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイ
ン、スリランカ、スーダン、スリナム、ス
ウェーデン、スイス、シリア、タジキスタ
ン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共

アイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、
ポルトガル、カタール、大韓民国、モルド
バ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セン
トクリストファー・ネーヴィス、セントル
シア、セントビンセント、サモア、サンマ
リノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラ
ビア、セネガル、セルビア、セーシェル、
シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、
スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフ
リカ共和国、スペイン、スリランカ、スー
ダン、スリナム、スワジランド、スウェー
デン、スイス、シリア、タジキスタン、タ
イ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、

和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(7) 二の表の罫心の水銀に関する水俣条約第三條1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ

東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(7) 二の表の罫心の水銀に関する水俣条約第三條1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ

ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ
ソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和
国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、
クロアチア、キューバ、チェコ、デンマー
ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、
エルサルバドル、エストニア、エスワティ
ニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガ
ンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニア
ビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガ
リー、アイスランド、インド、インドネシ
ア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリ
バス、クウェート、ラオス、ラトビア、レ
バノン、レソト、リヒテンシュタイン、リ

ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ
ソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和
国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、
クロアチア、キューバ、チェコ、デンマー
ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、
エルサルバドル、エストニア、フィンラン
ド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、
ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、
ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、
インド、インドネシア、イラン、ジャマイ
カ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラ
オス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒ
テンシュタイン、リトアニア、ルクセンブ

トアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トogo、トンガ、アラブ首長国連邦、英国、ア

ルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トogo、トンガ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ

メリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア	合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。